

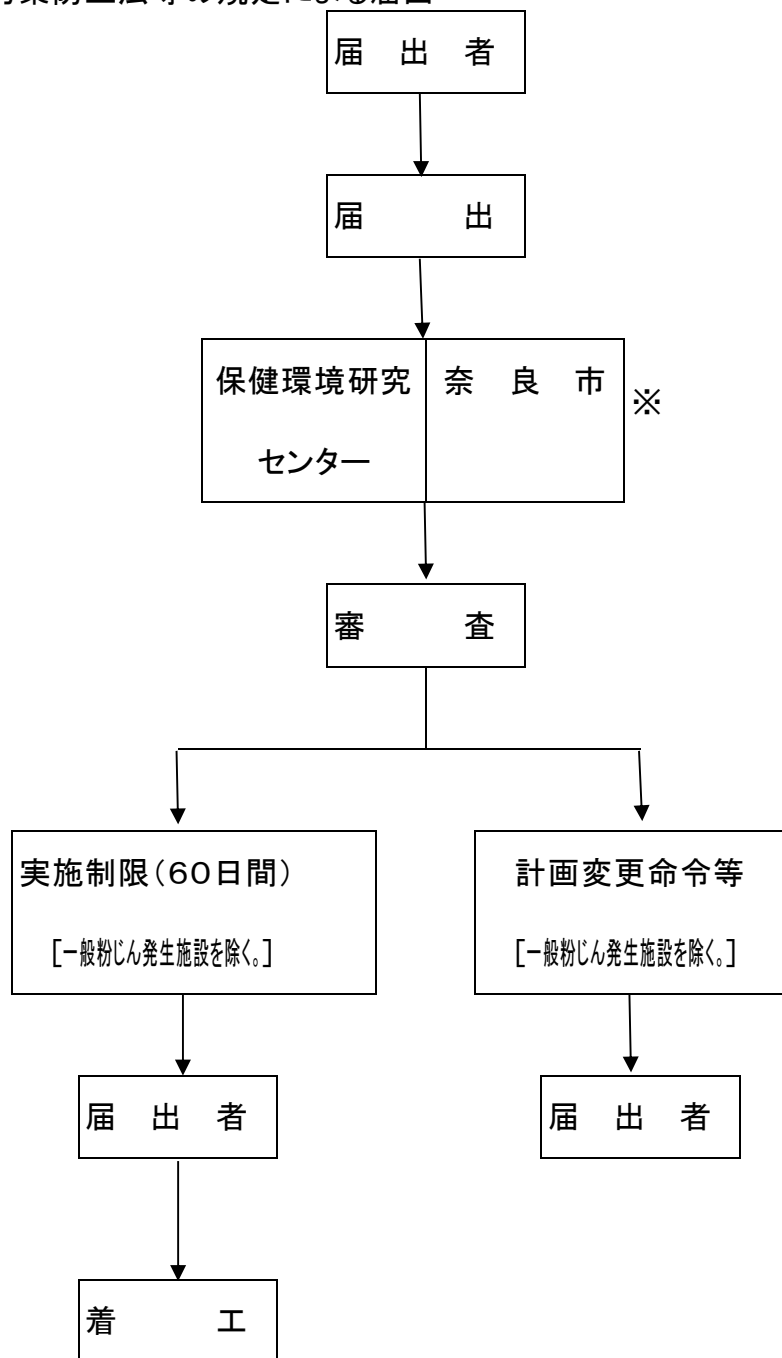
3 大気汚染防止法等の規定による届出

令和8年4月1日現在

根拠法令	大気汚染防止法(第6条、第17条の5、第18条、第18条の6、第18条の15、第18条の17、第18条の28等) 奈良県生活環境保全条例(第12条等)	担当課 担当係	水・大気環境課 生活環境係 0742-27-8734
制度の概要	工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀の排出等を規制する。		
目的	大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。		
対象地域	県内全域		
規制内容	1 大気汚染防止法2条2項に規定するばい煙発生施設、同条5項に規定する揮発性有機化合物排出施設、同条10項に規定する特定粉じん発生施設及び同条13項に規定する水銀排出施設を設置又は変更する場合、その工事に着手する60日前までに保健環境研究センター(奈良市内の事業場は奈良市)に届出が必要 2 同法2条9項に規定する一般粉じん発生施設を設置する場合、保健環境研究センター(奈良市内の事業場は奈良市)に事前に届出が必要 3 同法18条の15第6項に規定する規模の解体等工事を実施する場合、同工事に関する石綿の事前調査の結果を保健環境研究センター(奈良市内の事業場は奈良市)へ報告が必要 4 同法2条11項に規定する特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を実施する場合、その作業を開始する14日前までに保健環境研究センター(奈良市内の作業は奈良市)に届出が必要 5 奈良県生活環境保全条例2条1項6号に規定するばい煙等発生施設を設置又は変更する場合、その工事に着手する60日前までに保健環境研究センター(奈良市の作業は奈良市)に届出が必要 6 適用除外 大気汚染防止法27条1項に規定する施設等		
許可等の基準	1 大気汚染防止法3条1項及び2項(大気汚染防止法施行規則3条及び4条等)に規定するばい煙発生施設の排出基準による。 2 大気汚染防止法17条の4(大気汚染防止法施行規則15条の2)に規定する揮発性有機化合物の排出基準による。 3 大気汚染防止法18条の3(大気汚染防止法施行規則16条)に規定する一般粉じん発生施設の構造等の基準による。 4 大気汚染防止法18条の5(大気汚染防止法施行規則16条の2)に規定する特定粉じん発生施設の敷地境界基準による。 5 大気汚染防止法18条の14(大気汚染防止法施行規則16条の4)に規定する特定粉じん排出等作業に係る規制基準による。 6 大気汚染防止法18条の27(大気汚染防止法施行規則第16条の18)に規定する水銀排出施設の排出基準による。 7 奈良県生活環境保全条例11条(奈良県生活環境保全条例施行規則10条)に規定するばい煙等規制基準による。		

手続のフロー図

大気汚染防止法等の規定による届出



※ 奈良市内の事業場については奈良市に、それ以外は保健環境研究センターに届出